

PCB 廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物）処理の実務上の留意点 （2022 年改正対応）

2022 年 8 月 8 日

弁護士 猿倉健司

PCB（ポリ塩化ビフェニル。以下「PCB」といいます）は、生物の体内に蓄積されやすく、人の健康を損なうおそれがある有害物質です。常温で液体の油状の化合物で、難燃性、低揮発性、耐熱性、高絶縁性などの特徴から、かつては、受変電設備のコンデンサー、トランス類の絶縁油、蛍光灯の安定器、熱媒体、ノーカーボン複写伝票のインクなどに使用されていました。しかし、PCB は、昭和 43 年のカネミ油症事件を契機にしてその毒性が社会問題化し、昭和 47 年以降、行政指導や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）によって PCB の製造・使用が禁止されました（※1）。

そして、PCB 廃棄物を保管している事業者等は、行政に対して保管状況等を届出なければならないうえ、一定期間内に処分することが法律上義務付けられています（2016 年改正法において、高濃度 PCB 廃棄物についても処理期限が明確にされていますが、2022 年 5 月 31 日に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が改定され、処理の完了時期が実質的に延長されることが公表されました（※2））。

以下では、企業が保管している PCB 廃棄物について、法令・条例で求められる対応を解説します。

なお、断りのない限り、以下で使用する「法」、「令」、「規則」の記載は、それぞれポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特別措置法」といいます）、同施行令または同施行規則を意味します。

※1: 環境省『ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト』<<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>>、東京都環境局『PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは』<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/polychlorinated.html>

※2: 環境省『ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について』（2022 年 5 月 31 日）<<https://www.env.go.jp/press/111145.html>>

本ニューズレターは、2020 年 6 月に公表した内容に、2022 年 7 月 31 日時点までに入手した情報を加筆して執筆したものであり、また具体的な案件についての法的助言を行うものではないことに留意してください。また、本ニューズレター中意見にわたる部分は、執筆担当者個人の見解を示すにとどまり、当事務所の見解ではありません。

1. PCB 特別措置法における規制

事業活動に伴って PCB 廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物）を保管している事業者には、PCB 特別措置法の規制が適用されます。同法では、PCB 廃棄物等の保管、処分等について一定の規制が定められています。

PCB 特別措置法は、後述する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます）の特別法と位置付けられています。

2016 年に PCB 特別措置法が改正されましたが、同改正においては、PCB 廃棄物の保管事業者に対して、届け出た保管場所の変更を禁止する旨の規定が追加されたほか、高濃度 PCB 廃棄物についての処分期間が PCB 廃棄

物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに政令により設定されるなどの大きな改正がなされています（詳細は後述します）。

(1) 規制対象となる PCB 廃棄物

7. PCB 廃棄物の分類（高濃度 PCB 廃棄物・低濃度 PCB 廃棄物）

PCB が付着したり染みこんだ汚染物等は、その汚染物に含まれている PCB の濃度を実際に測定することで、PCB 廃棄物にあたるかどうか、PCB 廃棄物にあたるとして低濃度か高濃度かを判断します。PCB 廃棄物は、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類されますが、後述のとおり、両方で処分期限や処分可能な処分場が異なります。そのため、いずれにあたるかを確認することが必要となります。

高濃度 PCB にあたる廃棄物は、以下のとおりです。

対象（下記が廃棄物となったもの）	PCB 含有割合	根拠条文
PCB 原液		法 2 条 2 項 1 号
PCB を含む油	廃棄物に含まれている PCB の重量の割合が、0.5%を超えるもの	法 2 条 2 項 2 号 令 2 条 1 項
汚泥 紙くず 木くず 繊維くず その他 PCB が塗布され、または染み込んだ物	廃棄物（可燃性廃棄物）のうち PCB の含まれている部分における PCB の重量の割合が 1kg につき 100000mg を超えるもの	法 2 条 2 項 3 号 令 2 条 2 項 規則 4 条 1 項 1 号
金属くず ガラスくず 陶磁器くず 工作物の新築、改築もしくは除去に伴って生じたコンクリートの破片 その他 PCB が付着し、または封入された物	廃棄物に付着し、または封入された PCB の割合が 1kg につき 5000mg を超えるもの	法 2 条 2 項 3 号 令 2 条 2 項 規則 4 条 1 項 3 号

4. 2019 年法改正

2019 年の改正法においては、これまで高濃度 PCB 廃棄物（廃棄物に含まれる PCB を含む部分が重量を占める割合で 0.5%を超えるもの）として分類されていたもののうち、可燃性の廃棄物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず、その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの）で、PCB を含む部分が重量を占める割合で 0.5%を超え 10%以内のものが、新たに低濃度 PCB 廃棄物に分類されることになりました。

これに対し、金属くずやガラスくずなどの非可燃物の高濃度 PCB 廃棄物、PCB を含む油が廃棄物となったものは、従来の区分方法（PCB の含有率が 0.5%を超えるもの）と変わりません。

(2) PCB 廃棄物の処理義務と処理期限

その事業活動に伴って高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者（PCB 保管事業者）は、高濃度 PCB 廃棄物の種類や保管場所が所在する区域ごとに、処分期間内に、自らまたは業者に委託して適切に処分する必要があります（法 10 条、14 条）。

7. 高濃度 PCB 廃棄物の処理期限（2022 年改定）

高濃度 PCB 廃棄物の処理期限については、以下のとおり、地域ごとに決められています（※3）。

高濃度 PCB 廃棄物の処理量が想定よりも増えたことなどから、2022 年 5 月 31 日に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が改定され、処理の完了時期が実質的に延長されることが公表されました（※4）。具体的には、「計画的処理完了期限」の後に設定されていた「事業終了準備期間」（処理事業を終了するための準備期間）の間にも処理を行うことができることとしたものです。

なお、北九州事業地域で計画的処理完了期限の後に新規発見された大型変圧器・コンデンサ等について、大阪 PCB 処理事業所及び豊田 PCB 処理事業所において処理を行うこととされました。

※3: 環境省・経済産業省『ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて』
 <<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/pdf/full9.pdf>>

※4: 環境省『ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について』（2022 年 5 月 31 日）<<
<https://www.env.go.jp/press/111145.html>>>

JESCO の 処理施設	高濃度 PCB 廃 棄物の種類	事業対象地	計画的処理完了 期限	事業終了準備 期間
北九州	大型変圧器・ コンデンサ等	A 地域	2019 年 3 月末	2022 年 3 月末
	安定器及び汚 染物等	A 地域、B 地域、C 地域（大阪 PCB 処理事業所・豊田 PCB 処理事 業所における処理対象物を除く）	2022 年 3 月末	2024 年 3 月末
大阪	大型変圧器・ コンデンサ等	B 地域	2022 年 3 月末	2025 年 3 月末
	安定器及び汚 染物等	B 地域（小型電気機器の一部に限 る）	2022 年 3 月末	2025 年 3 月末
豊田	大型変圧器・ コンデンサ等	C 地域	2023 年 3 月末	2026 年 3 月末
	安定器及び汚 染物等	C 地域（小型電気機器の一部に限 る）	2023 年 3 月末	2026 年 3 月末
東京	大型変圧器・ コンデンサ等	D 地域	2023 年 3 月末	2026 年 3 月末
	安定器及び汚 染物等	D 地域（小型電気機器の一部に限 る）	2023 年 3 月末	2026 年 3 月末
北海道室蘭	大型変圧器・ コンデンサ等	E 地域	2023 年 3 月末	2026 年 3 月末
	安定器及び汚 染物等	D 地域、E 地域（東京 PCB 処理事 業所における処理対象物を除く）	2024 年 3 月末	2026 年 3 月末

※ 事業対象地については、以下のとおり。

A 地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、
 長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B 地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C 地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D 地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E 地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、
 富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

ここで注意すべきは、高濃度 PCB 廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の処
 理場で処理をする必要があるということです。JESCO に処理を委託する場合にはあらかじめ登録を行う必要
 がありますが、処理施設の数極めて限定されているため、委託してから実際に処理が行われるまでになら
 ない期間を要することが予想されます。実際にも、処理に入るまでに相当の期間がかかっている例も多いよ
 うです。

1. 低濃度 PCB 廃棄物の処理期限

低濃度 PCB 廃棄物については、処理期限が 2027 年 3 月 31 日までとされています（令 7 条）。低濃度 PCB 廃棄物の処分場については、JESCO の処理場に限られず、民間の処理事業者（無害化処理認定施設、都道府県知事等許可施設）で処理できることになります。

ウ. PCB 廃棄物の処理義務違反に対する措置

PCB 特別措置法で規定されている処理義務を履行しない事業者に対しては、行政により、指導・助言や改善命令がなされる場合があるほか、行政による代執行等の措置がなされる可能性があります。

措置	内容	根拠条文
指導及び助言	都道府県知事は、PCB 保管事業者に対し、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる	法 11 条
改善命令	- 環境大臣又は都道府県知事は、PCB 保管事業者が期限内の処分に違反した場合には、期限を定めて、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる - 命令に違反した者は、3 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金、またはこれを併科	法 12 条、33 条 1 号
代執行	環境大臣又は都道府県知事は、改善命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、または講ずる見込みがないときには、代執行が可能	法 13 条

(3) PCB 廃棄物に対するその他の規制

PCB 保管事業者は、上記の処理義務に加えて、処理までの間、適切に PCB 廃棄物を保管することが義務付けられ、第三者に譲渡することも原則として禁止されています。

規制	内容	根拠条文
PCB 廃棄物の保管等の届出	- PCB 保管事業者は、毎年度、PCB 廃棄物の保管及び処分状況の届出を行うことが必要 - 原則として、保管場所の変更はできない（一定の要件の下で変更した場合には 10 日以内に届出が必要） - 無届出・虚偽届出をした者、高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した者は、6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金	法 8 条、34 条 1 号、2 号
PCB 廃棄物の承継	- 相続、合併または分割（保管する PCB 廃棄物に係る事業を承継させるものに限り）があったときは、合併後存続する法人・合併により設立した法人または分割によりその事業を承継した法人は、保管事業者の地位を承継する - 保管事業者の地位を承継した者は、承継があった日から 30 日以内に届出をする必要がある - 届出をせずまたは虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金	法 16 条、35 条 1 号
PCB 廃棄物の譲渡及び譲受けの制限	- PCB 廃棄物の譲渡を原則として禁止（保管事業者が確実かつ適正に PCB 廃棄物を保管することができなくなったこと、譲受人が当該 PCB 廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有することを都道府県知事が認めた場合等を除く） - PCB 廃棄物を譲り渡しまたは譲り受けた者は、3 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金、またはこれを併科。	法 17 条、33 条 2 号

(4) 地方自治体等の行政の権限

PCB 廃棄物の処理義務や保管義務を負わせていることに関して、行政には報告徴収及び立入検査等の権限が与えられています。

なお、PCB 保管事業者らの代表者や従業員等が、その事業に関して違反行為をした場合には、当該違反者の他、会社に対しても同様に罰金刑が科されることがあります。

行政の権限	内容	根拠条文
報告の徴収	● 環境大臣または都道府県知事は、PCB 保管事業者等または高濃度 PCB 廃棄物の疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。 ● 報告をせずまたは虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金。	法 24 条、35 条 2 号
立入検査等	● 環境大臣または都道府県知事は、PCB 保管事業者等または高濃度 PCB 廃棄物の疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、帳簿書類その他の物件を検査させ、対象物を無償で収去させることができる。 ● 検査又は収去を拒み、妨げ、または忌避した者は、30 万円以下の罰金。	法 25 条 1 項、35 条 3 号
罰則	● 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑。	法 36 条

2. 廃棄物処理法における規制

上記のとおり、PCB 特別措置法は廃棄物処理法の特別法であり、PCB 特別措置法に規定のない事項については廃棄物処理法の規定が適用されることになります。

(1) 規制の対象

PCB 廃棄物は、廃棄物処理法上の「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に該当する場合があります。

「特別管理一般廃棄物」とは、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」をいいます（廃棄物処理法 2 条 3 項、同法施行令 1 条）。また、「特別管理産業廃棄物」とは、「産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」をいいます（廃棄物処理法 2 条 5 項、同法施行令 2 条の 4）。

	対象廃棄物
特別管理一般廃棄物	下記に含まれる PCB を使用する部品 ・ 廃エアコンディショナー ・ 廃テレビジョン受信機 ・ 廃電子レンジ
特別管理産業廃棄物	・ 廃 PCB 等 ・ PCB 汚染物（事業活動等発生物に限る） ① 汚泥のうち、基準値を超える PCB が染み込んだもの ② 紙くずのうち、PCB が塗布され、または染み込んだもの ③ 木くずのうち、PCB が染み込んだもの ④ 繊維くずのうち、PCB が染み込んだもの ⑤ 廃プラスチック類のうち、PCB が付着し、または封入されたもの ⑥ 金属くずのうち、PCB が付着し、または封入されたもの ⑦ 陶磁器くずのうち、PCB が付着したもの ⑧ 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物のうち、PCB が付着したもの ・ PCB 処理物（廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもの）

(2) 管理責任者の設置、廃棄物の適切な保管、及び適切な処理の実施

廃棄物処理法では、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、事業に伴って排出された PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物）を適切に保管することが求められ、また、処理の際にも政令で定められた基準に従い適切な処理を行うことが求められます。

求められること	内容	根拠条文
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	● 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要がある。	廃棄物処理法 12 条の 2 第 8 項
特別管理産業廃棄物の保管	● 事業者は、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないよう保管する必要がある。 ● 事業者は、事業場の外で自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出る必要がある。	廃棄物処理法 12 条の 2 第 2～4 項
特別管理産業廃棄物の運搬または処分	● 事業者は、自ら特別管理産業廃棄物の運搬または処分を行う場合には、政令で定める基準に従う必要がある。	廃棄物処理法 12 条の 2 第 1 項
特別管理産業廃棄物の運搬または処分の委託	● 事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託する必要がある。	廃棄物処理法 12 条の 2 第 5～7 項

3. その他の法令における規制

なお、PCB 特別措置法や廃棄物処理法とは別に、PCB は土壌汚染対策法の対象物質（第三種特定有害物質）としてあげられています（土壌汚染対策法 2 条 1 項、同法施行令 1 条 25 号、同法施行規則 4 条 3 項 2 号ロ）。

また、PCB の一種であるコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー PCB）は、ダイオキシン類と同様の毒性を示すものでダイオキシン類似化合物と呼ばれますが、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類」として規制対象とされています。

そのため、土壌中の PCB についてはこれらの規制を受けるかどうかについても注意が必要となります。

4. 条例による規制

上記とは別に、対象地の所在する地方自治体において、条例により法令とは異なる基準や規制内容等を定めているケースが見受けられます。そのため、法令のみならず条例や指針・ガイドラインについても確認することが必要となります。

条例改正対応におけるリスクや留意点については、「条例改正対応におけるリスクや留意点と、条例管理をサポートする『条例アラート』」（BUSINESS LAWYERS・2022 年 7 月 14 日）も参照してください（<https://www.businesslawyers.jp/articles/1179>）。

5. PCB 廃棄物を処理する際の実務上の留意点（※5）

以下においては、PCB 廃棄物の処理を行うにあたって実務上問題となる点について簡単に解説します。

(1) PCB 廃棄物の保管の委託・保管場所の変更

PCB 廃棄物の保管のみを第三者に委託することは、法令上明示的に規制がなされているわけではありませんが、前記 1（3）で説明している譲渡及び譲受の行為（法 17 条）に該当し禁止されると解されていますので注意が必要です。これに対し、PCB 廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能であるとされています（※6）。

この点に関し、前記 1（3）のとおり、原則として保管場所の変更はできないとされており、違反した者は 6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が課される可能性があります。ただし、高濃度 PCB 廃棄物の種類に

応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合等には、特例として変更することが認められることがあります。

※5: 猿倉健司『不動産取引・M&A をめぐる環境汚染・廃棄物リスクと法務』（清文社、2021 年 8 月）30 頁、400 頁以下、井上治・猿倉健司『所有地に PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物がある場合にとるべき対応』（BUSINESS LAWYERS 実務解説 Q&A）《<https://www.businesslawyers.jp/practices/482>》

※6: 環境省・経済産業省『ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて』（2016.10）《<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf>》、周藤利一『不動産取引における PCB 問題』（RETIO. No.78 2010 年 7 月）《<http://www.retio.or.jp/attach/archive/78-053.pdf>》

(2) PCB 廃棄物が所在する不動産の譲渡

前記 1（3）のとおり、PCB 廃棄物の譲渡を原則として禁止しており、PCB 廃棄物を譲渡しまたは譲り受けた者は、3 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金、またはこれを併科するものとされています。そのため、PCB 廃棄物が所在する不動産を譲渡する場合には、当該 PCB 廃棄物については譲渡の対象から外す必要がありますので、注意が必要です。

これらの場合の取り扱いについては、弁護士等の専門家に確認の上で慎重な対応が必要となります。

以 上

ニュースレターの配信登録は[こちら](#)です。
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>